

# 三次市立十日市小学校いじめ防止基本方針

## 1 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、関係者が一体となって、いじめの未然防止の充実を図るとともに、早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。そのため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「三次市立十日市小学校いじめ防止基本方針」を定め、県、市町、学校、家庭、地域及び関係機関の緊密な連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### (2) 対応の留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立つ。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条の「いじめ防止委員会」を活用して行う。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

オ 対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

**【具体的ないじめの態様】**

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日)

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高めるため、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### (1) いじめの未然防止

児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。また、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

#### (2) 児童生徒の主体的な活動の推進

授業はもとより、学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒がいじめをはじめとする学校生活の課題について考え、議論する活動や、自他の生命の尊厳、尊さを深く考え、かけがえない存在であることを自覚できる活動等の実施、また、絆を紡ぎ、互いの個性を認め、相手への尊敬と幸せを願う人間関係づくりに取り組むことなど、児童生徒の主体的な活動を指導・支援する。

#### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもとの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童生徒と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

#### (4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童生徒が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

#### (5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、関係児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、学校の設置者等に報告するなど、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童生徒を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

#### (6) 地域や家庭等との連携

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめ事案について協議する機会を設けたり、いじめ事案について学校、家庭及び地域が連携したりする取組を推進する。また、子供たちは地域社会の中で生活していることから、地域住民が子供たち一人一人をしっかりと見守り、子供たちの様子が気になることがあれば、すぐに連絡できるような学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

#### (7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携することが大切である。また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校の設置者及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

### 4 いじめの防止等に関する取組

学校は、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」等のため、学校の設置者等とも適切に連携し、次のような取組を体系的・計画的に進める。

#### (1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動し、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組み、ありのままの自分を肯定的に捉え、

「自分も一人の人間として大切にされている」ことを、児童生徒が実感できる心を育む。また、児童生徒が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を育み、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級・ホームルームづくり」を推進し、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成する。

そこで、次の「四つの視点」を中心として、取組の充実を図る。

#### **ア 共感的人間関係の育成**

##### **多様性に配慮した「学校、学級・ホームルームづくり」**

教室に、多様で異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「他者の違いを理解し尊重することが必要である」「多種多様な人がいることで発想の幅が広がり、難しい課題の解決も可能になる」と思えるような機会をつくること。自分と他者の個性をそれぞれに尊重し、相手の立場に立って考え、行動できるようになることにより、共感的で、相互扶助的な人間関係を構築する。

#### **イ 自己存在感の感受**

##### **対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級・ホームルームづくり」**

学校生活において、授業以外にも、部活動や文化祭・体育祭等の行事の運営などの様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを探す機会をできるだけ多く提供し、その活動の中で、児童生徒が対等で自由な人間関係を構築できるようにする。また、児童生徒が、自分が行おうとしていることが認められ、周囲の人から応援してもらっていると感じることによって、学校も自分の居場所であると思えるようにする。

#### **ウ 自己決定の場の提供**

##### **自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む**

自分への信頼は、主体的に活動に参画することを通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感することにより育まれる。例えば、異年齢交流や学級・ホームルームの係活動、児童会・生徒会活動等において、「何ができるのか」について、児童生徒自身が考える機会を用意し、お互いに助け合いながら積極的に取り組むことにより、児童生徒の自己有用感を育む。

#### **エ 安全・安心な風土の醸成**

##### **「困った、助けてほしい」と言える環境づくり**

困ったときや悩みがあるときに、一人で耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったり、相談したりすることができる雰囲気があるかのうかは、児童生徒の学校での安全・安心を確保する上で非常に重要である。そうした雰囲気を醸成するためには、「困った、助けてほしい」という声を教職員がしっかり受け止める体制を学校の中に築くことが必要である。日頃の何気ない会話をはじめ、ちょっとした相談にも丁寧に対応することを通じて、児童生徒と教職員との信頼関係を構築し、児童生徒に何か困ったことや悩みが生じた時の「相談してみようかな」というSOSを出しやすい教育的環境を醸成する。

## (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）

### ア 策定（見直し）の意義

- (ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、特定の教職員が情報を抱え込まず、かつ、学校のいじめ事案への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。
- (イ) いじめ事案の発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者等に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (ウ) いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を「学校いじめ防止基本方針」に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への指導・支援につなげる。

### イ 策定（見直し）の留意点

- (ア) 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえる。
- (イ) いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」など、いじめの防止等全体に係る内容にする。
- (ウ) 「いじめ防止委員会」が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取組等を明確に示す。
- (エ) いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- (オ) アンケート調査、個人面談等の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておく。
- (カ) 保護者や地域住民及び関係機関などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- (キ) 学校のホームページや通信などで公開し、入学前の説明会、入学時、各年度の開始時などに児童生徒、保護者及び関係機関等に説明する。
- (ク) 策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して適切に機能しているかを、「いじめ防止委員会」で検証し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図る。

#### (学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## (3) いじめ防止委員会の設置等

### ア 「いじめ防止委員会」設置の目的等

- (ア) 特定の教職員で情報を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- (イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめ事案の解決を図る。
- (ウ) いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を組織的に行うために校務運営組織に位置付けるなど、常設の組織とする。
- (エ) 「いじめ防止委員会」の設置目的等を、児童生徒及び保護者等に周知する。

### イ 「いじめ防止委員会」の役割

- (ア) 未然防止
  - a いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」や、いじめを生じさせない環境づくりのため、「い

じめの未然防止教育」の充実を図り、児童生徒が日常的に「相談しやすい環境づくり」を行う。

b 「いじめの未然防止教育」の例

(a) 全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習、情報モラル教育なのを通じて継続的に行う。

(b) ソーシャルスキル・トレーニングや構成的グループエンカウンター等を通じて円滑に他者とコミュニケーションを図る取組を行う。

c 「相談しやすい環境づくり」の例

(a) アンケートの名称の工夫（「いじめアンケート」→「生活アンケート」）

(b) アンケート実施後に、教職員やスクールカウンセラーによる個別面談の実施

※アンケートや面談等を通じて得た情報を、組織で共有するための場を設定する。

(i) 早期発見・早期対応

a いじめの早期発見や「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担う。

b いじめの早期発見や早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の収集と記録の共有を行う。

c いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み等）があった際には、緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象児童生徒及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握を行う。

d 対象児童生徒に対する支援及び関係児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(j) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組

a 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等を行う。

b 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

c 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、見直しを図る。

ウ 「いじめ防止委員会」の機能化

(ア) 児童生徒との信頼関係の構築

教育活動全体で児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。

(イ) 発見する・気付く

a 日常的な観察や見守り等から「いつもとの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に伝える。

b 「日常的な観察や見守り」の例

授業中・給食（昼食）時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の

変化、アンケート、生活記録ノート（連絡帳）の記載など

- c 児童生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にする。

(ウ) つなぐ

- a 早期対応につなげるために、窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）は、報告・相談を受けた情報を管理職に報告し、「いじめ防止委員会」につなぐ。
- b 管理職は、緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会」を開催する。

(エ) 向き合う

- a いじめが疑われる情報や、児童生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、「いじめ防止委員会」において、迅速に情報共有を行い、事実関係を把握するとともに対応方針を明確化する。
- b 「いじめ防止委員会」が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「いじめ防止委員会」に報告・相談する。
- c 「いじめ防止委員会」に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- d 「いじめ防止委員会」に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにする。
- e 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うする。

(オ) 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

**（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）**

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**(4) いじめ事案の組織的な対応**

**ア 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた対応**

「いじめ防止委員会」において認知したいじめ事案については、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通す。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、学校の設置者及び関係機関等との連携のもとで取り組む。

**イ 警察への相談・通報**

「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案など、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が

生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

#### ウ いじめの解消に向けた取組

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」2つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断する。

##### <いじめ解消の要件>

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### ② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかのうかを面談等により確認。

(f) いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組・見守り等の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、三次市教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(g) 相当の期間が経過するまでは、対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(h) いじめが解消に至っていない段階では、対象児童生徒を徹底的に守り通し、「いじめ防止委員会」において、いじめが解消に至るまで対象児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

(i) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

## 5 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え重大事態への取組

いじめの重大事態へ適切に対応するためには、「法」、「ガイドライン」及び「基本方針」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用することにより、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。

法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階からいじめの重大事態として取り組み、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、いじめの重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。



## (1) いじめの重大事態の基本的な考え方

「法」第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

「法」第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の三次市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、予断を持たず、事実に基づき、報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### (学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## (2) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、直ちに学校の設置者に報告するとともに、学校の設置者の指導・支援の下でプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(ア) 重大事態が発生した場合、学校は三次市教育委員会に報告する。

(イ) 三次市教育委員会の判断により、調査組織を学校又は三次市教育委員会内に置き、調査する

(ウ) 学校に調査組織を置く場合は、三次市教育委員会の指導・助言のもとに調査を行い、その結果を三次市教育委員会に報告する。

(エ) 三次市教育委員会に調査組織を置く場合は、学校とともに調査を行う。

### (3) 学校における平時からの備え

#### ア 生徒指導体制の確立

年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時の「いじめ防止委員会」を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立する。

#### イ 学校の設置者等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から三次市教育委員会などと連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

#### ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、児童生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておく。また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残し、適切に管理する。

#### エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、必要に応じて警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。

## 6 「三次市立十日市小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

「三次市立十日市小学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

附則 この規程は、平成26年3月31日から施行する。

平成26年 7月23日 一部改正

令和 8年 3月11日 一部改正

令和 8年 7月22日 一部改正